電気やガスの契約先変更のトラブルに注意！

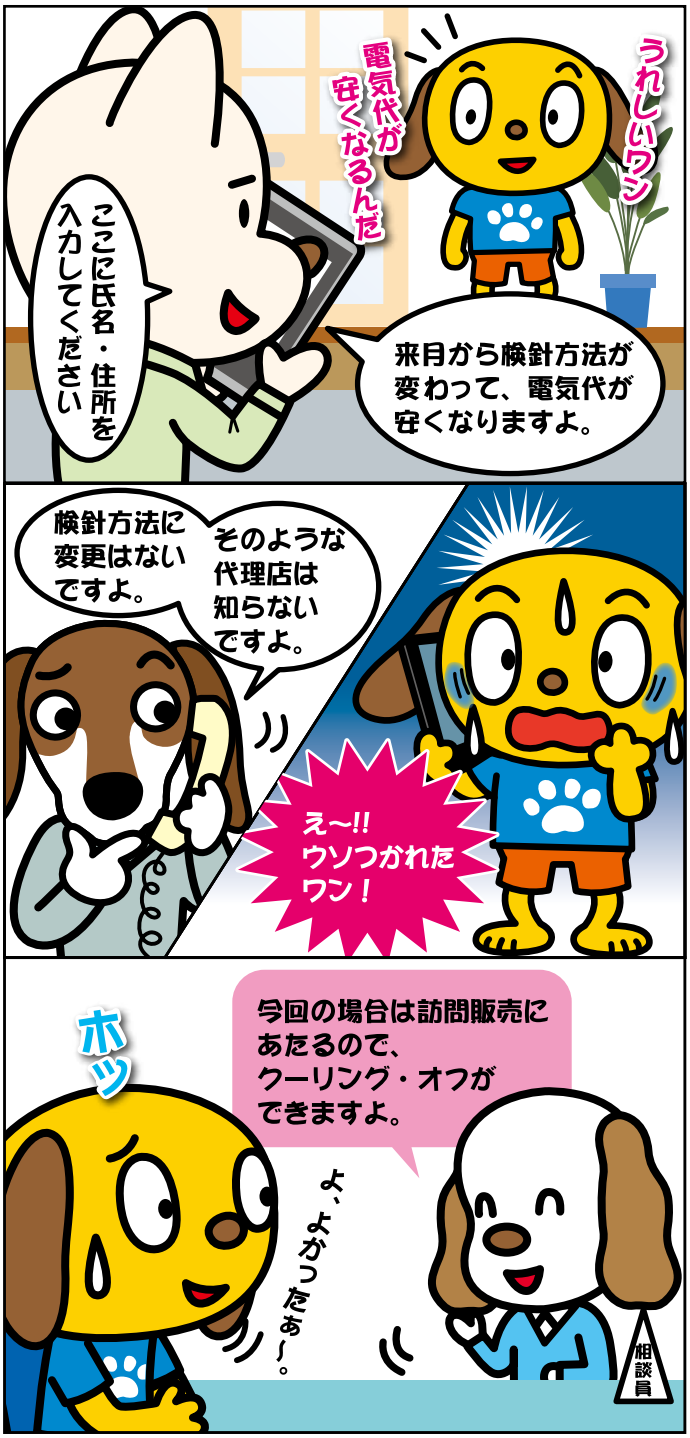

【事例】

3日前に電力会社の代理店を名乗る人が自宅に来た。来月から電気の検針方法が変わって電気代が安くなると言われ、指示に従ってタブレット端末に個人情報を入力した。その後電力会社に聞いたら、検針方法に変更はない、そのような代理店は知らないと言われたので解約したい。

【アドバイス】

事例は現行の契約先の電力会社とは別の事業者との契約になっていたケースです。訪問販売にあたるため、契約書を受け取った日から8日間はクーリング・オフ（契約解除）をすることができます。

2016年より電気、2017年よりガスの小売り自由化が始まりました。自由化により様々な業種の事業者が参入し、消費者は国から登録を受けた事業者の中から自由に契約先を選択できるようになりました。

電気やガスの勧誘を受けた時は、事業者名や連絡先を確認してください。切り替えを希望しない場合は、電気やガスの検針票に記載されている顧客番号などの内容を伝えないようにしましょう。安くなると勧誘された場合はどのような条件で安くなるのか、電力以外の商品やサービスとのセット料金になっていないか、解約時に違約金が発生しないかなどを確認しましょう。

安くなると勧誘されても、どのような条件で安くなるのかよく確認することが大切だワン！